

議案第58号

小野市議会議員及び小野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

小野市議会議員及び小野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年11月28日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

公職選挙法の一部改正により、市議会議員の選挙においても選挙運動のために使用するビラを頒布できるようになり、また、当該ビラの作成について条例で定めるところにより公費負担とすることができるようになったため。

小野市議会議員及び小野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

小野市議会議員及び小野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年小野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小野市議会議員及び小野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加える。

第11条を第15条とする。

第10条中「第7条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「第7条後段」を「第11条後段」に改め、同条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条中「第10条」を「第14条」に改め、同条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公営）

第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）

第9条 小野市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする

者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に定める要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の小野市議会議員及び小野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（小野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の廃止）

3 小野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年小野市条例第34号）は、廃止する。